

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月29日
【事業年度】	第8期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	サイトサポート・インスティテュート株式会社
【英訳名】	Site Support Institute Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 慶野 晋一
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田二丁目8番1号 五反田ファーストビル
【電話番号】	03（5436）2820
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 田辺 智
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田二丁目8番1号 五反田ファーストビル
【電話番号】	03（5436）2850
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 田辺 智
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第8期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書において、記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は、\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1) ～(7) <略>

(8) 監査報酬の内容

当社のあずさ監査法人への公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の内容は11,000千円であります。上記以外の業務に基づく報酬はありません。

（訂正後）

(1) ～(7) <略>

(8) 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

当社は取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当（会社法第454条第5項の規定による金銭の分配をいう。）を行うことが出来る旨定款に定めております。これは、株主の皆様への利益還元をより機動的に行うことを目的とするものであります。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(10) 監査報酬の内容

当社のあずさ監査法人への公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の内容は11,000千円であります。上記以外の業務に基づく報酬はありません。